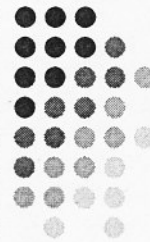


(仮称)
廿日市市まちづくり基本条例
市民委員ミーティング

平成23年11月7日

(仮称)廿日市市まちづくり基本条例
起草委員会



1 条例策定の取組

● まちづくり基本条例 協働によるまちづくりの ルールブック

協働のまちづくりでめざす
まちの姿

協働のまちづくりの
仕組み（ルール、活動支援策）

協働

市民の役割

行政の役割

● 条例素案では

めざす姿は、
お互いがつながり合う地域社会

協働の仕組み（ルール、活動支援策）

- ☆ 円卓会議の設置・充実、まちづくりクラブの設置
- ☆ 日常の中でできる貢献活動“ちょボラ”の奨励 など

協働

市民の役割

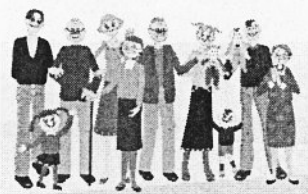
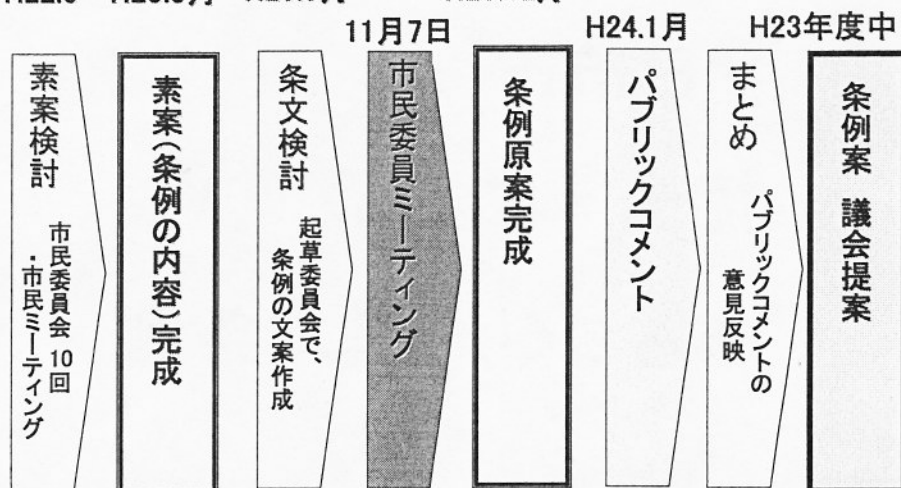
- ☆ 地域活動への参加
- ☆ フラットな話し合いの場づくり
- ☆ ノウハウや強みを生かした
地域課題の解決
- ☆ 大学の専門性活用 など

行政の役割

- ☆ 職員の地域活動への参加
- ☆ 地域支援、還元の制度創設
- ☆ 情報の集約、発信
- ☆ 市民活動全体の支援
など

● 条例制定までのスケジュール

H22.6～H23.3月 H23.5月 ～ H23.12月



2 起草委員会における検討

● 名称

(資料1ページ)

廿日市市

協働 による

まちづくり 基本条例

● 構成

前 文

第1章 総 則

第2章 協働によるまちづくりの基本原則等



推進するために

第3章 協働によるまちづくり推進計画

第4章 協働によるまちづくりを推進する仕組み



見守り、育てるために

第5章 実効性の確保

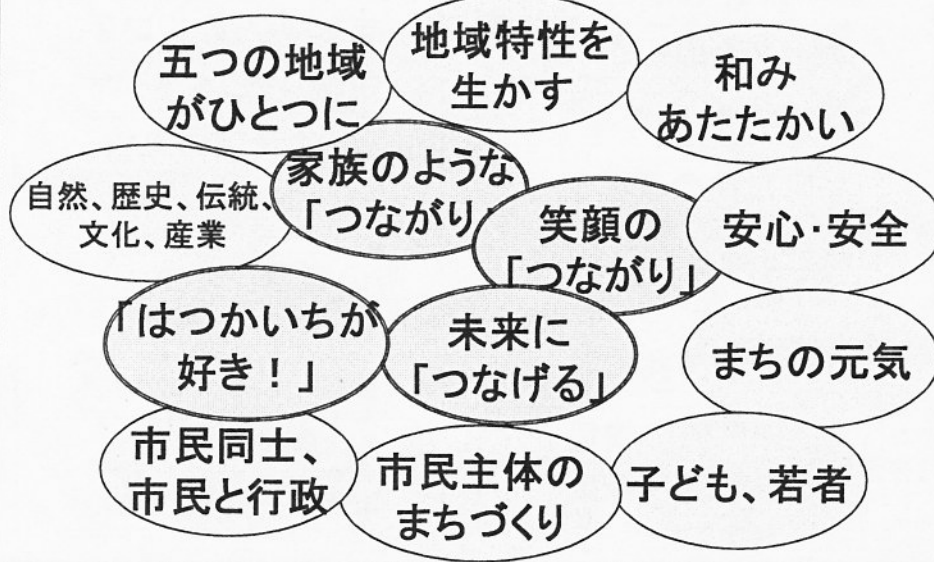
第6章 雑 則

附 則

● 前文

(資料1ページ)

素案 テーマⅠ「協働のまちづくりでめざす姿」から



● 総則 (第1章)

(資料2～5ページ)

・ 目的 ... 条例の目的

地域自治を推進し、
つながりを大切にした
暮らしやすい
豊かな地域社会を実現

・ 定義 ... 用語の意味

(まちづくり、市民、協働...)

● **基本原則等（第2章）**（資料6～10ページ）
素案 テーマⅡ「活動主体（担う役割・関係）」から

基本原則（第3条）

だれでも取り組める

自主性の尊重

自立性の尊重と
対等な関係

地域性の尊重

情報の共有

信頼関係の構築

人づくり

市民の役割（第4条）

まちづくりの担い手

知識・技能を生かす

参加意思の尊重

地域活性化への寄与

市の責務（第5条）

施策の実施

機能的・効果的な組織運営

環境の整備

市民の一員として取組

● **推進計画（第3章 第6条）**

（資料11ページ）

- 市長が策定
- 計画を策定・変更するときは、
あらかじめ、市民の意見を聴く
- 策定・変更後、速やかに公表

● 仕組み（第4章）

（資料12～28ページ）

市民委員会で

協働のまちづくりを進める上で大切と考えたテーマ
～ 検討の視点

- A 人材育成
- B 地域特性を生かした連携
- C 信頼関係づくり
- D 市民力と地域活動の進化

● 仕組み（第4章）

（資料12～28ページ）

素案「仕組み（ルール、
活動支援策）」から

特性を生かした
まちづくり（第1節）

地区・地域・市域（第7条）

円卓会議（第8条）

情報発信による
信頼関係づくり（第2節）

情報の発信・共有（第9条）

人づくり（第3節）

人材の育成（第10条）

子ども、若者等の育成（第11条）

まちづくりリーダーの育成（第12条）

人材の発掘（第13条）

市の職員の育成（第14条）

評価・支援（第4節）

自己評価（第15条）

市による評価・支援（第16条）

● 実効性の確保（第5章）

（資料29～32ページ）

○ 審議会設置（第17条、第18条）

○ 実施状況の検証（第19条）

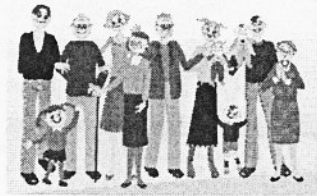
○ 条例の見直し（第20条）

● 雑則（第6章） （資料32ページ）

○ 規則への委任（第21条）

● 附則

○ 施行期日



3 市民委員のみなさんに 話りたいこと

● 協働について (資料3ページ)

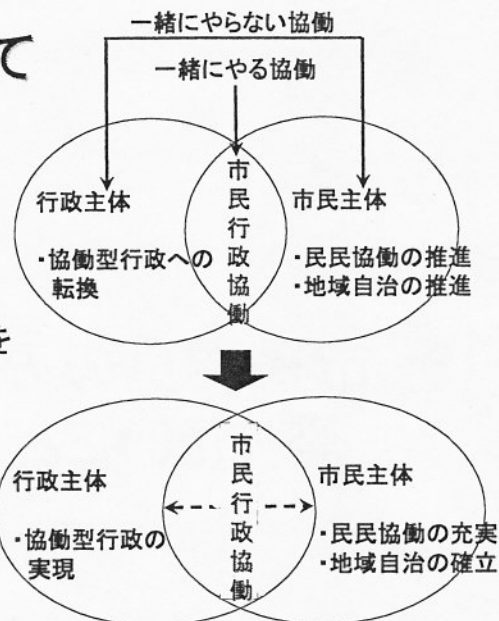
○ 定義 (第2条第5号)

市民、まちづくり活動団体及び市が
お互いを理解し、信頼するとともに
自主性を尊重して、
共通する目的に対し協力すること

● 協働について (資料4ページ)

この条例では、
市民も行政も歩み寄って
まちづくりに取り組むことを
目標としています。

市民や行政のみんなが
まちづくりにかかわると、
まちづくりは広がり、充
実します。



出典: 自治基本条例のつくり方 (松下啓一著) から、一部引用

● 実効性の確保 (第5章)

(資料29～32ページ)

○ 審議会設置 (第17条、第18条)

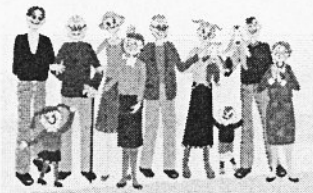
- ・ 推進計画
- ・ 実施状況の総合的評価
- ・ 施策の改善
- ・ 認定基準の審議
- ・ 条例の改廃

○ 実施状況の検証 (第19条)

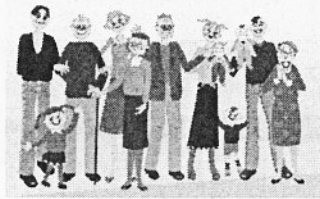
○ 条例の見直し (第20条)

● 自己評価（第15条）規定の
要否 について （資料26ページ）

- ・ 個人の自己評価は重すぎる。
- ・ 趣味的活動の振り返りは違和感がある。
- ・ 活動に公益性があるか、振り返ってほしい。



4 平成24年度に向けて



お わ り